

平成20年6月23日

建設委員会

相模原市議 小林 正 明

(1) 県都市マスと市都市マスの関係

- ① 県都市計画マスタープラン（県都市マス）と線引関係資料請求
- ② 市町村都市計画マスタープラン（市都市マス）と線引関係資料請求
- ③ 資料開示後に、以下の質問に入る
- ④ 都市計画法上の県都市マス作成手続きの説明と今回の経緯
- ⑤ 都市計画上の市都市マス作成手続きの説明と今回の経緯
- ⑥ 県都市マスと市都市マスの関係

(2) 旧3町の線引問題の合併後の検討経過

- ① 合併協議会決定事項の検討の経緯につき、日程・検討機関など具体的に
平成18年3月以降、平成19年3月～平成19年10月説明会開催
- ② その際、合併決定事項（区域区分）の検討の有無とその内容を具体的に
- ③ 住民の意向を把握・確認する為の手段（アンケート？）
- ④ 住民の意向を踏まえることと説明会の相違点は
- ⑤ 住民の意向を把握・確認をしていないのでは
- ⑥ 推進の議会決議の際、線引き問題の議論（議会・執行部の各別に）の有無

(3) 1市4町の合併問題特別委員会での線引問題協議の状況把握は

- ① 相模原市
- ② 城山町
- ③ 津久井町
- ④ 藤野町

(4) 具体的に議事録を確認したのか

(5) 陳情書にある1市2制度の検討の余地は（考えていないそうだが）

- ① 1市2制度とは、聞きなれない用語だが、何のことか
- ② 再度の検討の余地は、無いのか
- ③ 何故、不可能か

(6) 陳情書にある「留保・凍結」の検討の余地は（考えていないそうだが）

- ① 留保・凍結とは、聞きなれない用語だが、何のことか
- ② 再度の検討の余地は、無いのか
- ③ 何故、不可能か

(7) 加山市長の選挙公約＝政令市推進と線引問題

- ① 政令市推進は公約であるが、線引は公約していない
- ② 例え、政令市が支持されたとしても、線引は支持されていない
- ③ 線引きは、合併決定事項がある以上、合併決定事項に拘束される

(8) 市長発言

- ① 合併の目的は、新市一体の町づくりであり、線引きは当然。
- ② 合併協議会決定事項が「新市一体のまちづくりを目指すために、3つの都市計画区域の統合を3年以内に検討します。」ならば、今回のような住民の陳情や国会議員の面談はあり得ない。
- ③ 九州の鳥栖市に出来たことが、何故政令市を目指す相模原市に出来なかったのでしょうか。
- ④ 合併決定事項を完全に無視した市長発言は、合併協議当時の助役とも思えない高圧的居直り・住民無視の姿勢である。

(9) 合併決定事項（区域区分＝線引）

- ① 内容は
- ② 「土地利用の取り扱い（都市計画区域及び区域区分等）については、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後の新市において住民の意向を踏まえた中で検討します。」
- ③ 目的＝土地利用の規制の急激な変化を避けるためとは

- ④手段＝住民の意向を踏まえた中で検討とは
- ⑤何故、平成19年10月説明会資料・市長答弁の様に「1つの自治体として、一体的なまちづくりを目指すために、3つの都市計画区域の統合し、線引を検討します」としなかったのか

(10) 急激な変化を避ける

- ①急激な変化を避ける
急激＝変化や行動等が急で、激しい様、にわかで激しいこと、
急＝「流れなどが速いさま、前触れもなく物事が起こるさま、いそぐこと、
出し抜け、・・・」
※急いでやらないこと＝時間をかけてやる＝一定期間の猶予を以って取り
組むこと

(11) 副市長答弁

- ①副市長は、「線引きの時期を詳細に決めていないから、違反ではない」と断言。
- ②線引は、上記決定事項（急いでやらない、時間をかけてやる、一定の猶予期間を以って検討する）及び担当者の説明（今回の線引は無理で、10年後の課題）により、線引き実施の時期を、「10年後と詳細に説明した」ことは明らかであるから、急激な変化を避ける＝10年後の線引となり、線引きの検討時期を、詳細に「10年後以降」と決めたことになるが
- ③確かに、線引き実施の時期を、年月日までは決めていないが、その前段の検討時期を、10年後の課題としているのだから、線引き実施の時期は検討後となり、結果的に実施の時期が10年後となることは、明々白白では
- ④従って、副市長の論理は、間違っていることを、正しいと思わせるようにしむけた詭弁（こじつけ・ごまかしの議論）では
こんな酷い屁理屈がまかり通るようでは、行政不信が拡大すること必定

(12) 住民の意向

- ①住民の意向として、線引反対が多数の場合には、線引を断念するのか、強行するのか
- ②その際の判断基準はなにか

(13) 合併決定事項（区域区分＝線引）の説明

- ①相模原市議会の議事録
- ②津久井町議会の議事録

(14) 合併協議時の説明

- ①選択制可能発言
- ②5年先、10年先の課題

(15) 現在の市の説明

- ①合併の目的＝一体化の町づくり（市長発言）
- ②時期の詳細ないから、違反ではない（副市長答弁）

(16) 急激な変化を避ける＝柔軟な運用で対応すること

- ①柔軟な対応とは
- ②生産緑地制度
- ③開発許可制度（平成20年度終了）
- ④陳情者は納得は得られない

(17) 線引の白紙撤回が必要